

平成30年8月吉日

学校法人夙川学院との訴訟について

株式会社高等教育総合研究所  
代表 亀井 信明

拝啓 残暑の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に報道等によりお聞き及びかと思いますが、学校法人夙川学院（兵庫県神戸市）が弊社に対して損害賠償を求めた訴訟につき、神戸地方裁判所第2民事部（山口浩司裁判長）は、弊社の主張を全面的に認め、平成30年7月27日、請求を棄却するとの判決を下しました。学校法人夙川学院は控訴せず、この判決は既に確定しております。

下記の岩橋弁護士のコメントのとおり、この訴訟は、弊社の過去の業務において虚偽申請がなされたなどとして提起されたものですが、そのような事実はありませんでした。今回の判決によって、弊社の業務の正当性が認められたものと考えています。

今後は、ますます魅力ある教育のための理念の創造とそれを実現するための教育活動の支援に専心していく所存ですので、皆様におかれましては倍旧のご指導ご鞭撻のほどをお願いいたします。

敬具

訴訟代理人岩橋健定弁護士のコメント

本件訴訟は、神戸夙川学院大学（平成19年4月開学）の設立に際して虚偽申請がなされたなどとされて提起されたものですが、以下の神戸新聞での報道にもありますように、当時のことを知らない関係者が十分な調査もしないまま全くの誤解に基づいて提起したものであり、今回の判決は当然の結果であると考えています。

（参考）神戸新聞による報道（平成30年7月27日）

<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/201807/0011487116.shtml>